

瑞浪市景観計画

瑞 浪 市

目 次

瑞浪市景観計画のあらまし	1
第1章 瑞浪市の景観特性	
1. 瑞浪市の概況	2
2. 瑞浪市の景観特性	3
3. 景観軸	7
4. 景観形成上の課題	9
第2章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）	
1. 景観計画区域	11
2. 景観計画重点区域の考え方	12
第3章 景観形成の方針（景観法第8条第3項）	
1. 全体計画	13
2. 地域別計画	22
第4章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）	
1. 届出対象行為	32
2. 景観形成基準	34
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）	
1. 景観重要建造物の指定の方針	35
2. 景観重要樹木の指定の方針	35
第6章 その他の事項	
1. 屋外広告物に関する考え方	36
2. 公共施設の整備に関する考え方	37
3. 農地に関する考え方	38
4. その他景観形成に係る組織や協定等について	39
参考資料	
・ 景観計画の策定経緯	41
・ 瑞浪市景観計画策定委員会 委員名簿	42

瑞浪市景観計画のあらまし

瑞浪市は屏風山などの山々や土岐川の清流、天然記念物であるヒトツバタゴの自生地など、自然景観に恵まれたまちであるとともに、中山道の面影を残す大湫宿や細久手宿などの歴史・文化の景観も有しており、これらは将来にわたって継承していく貴重な財産です。

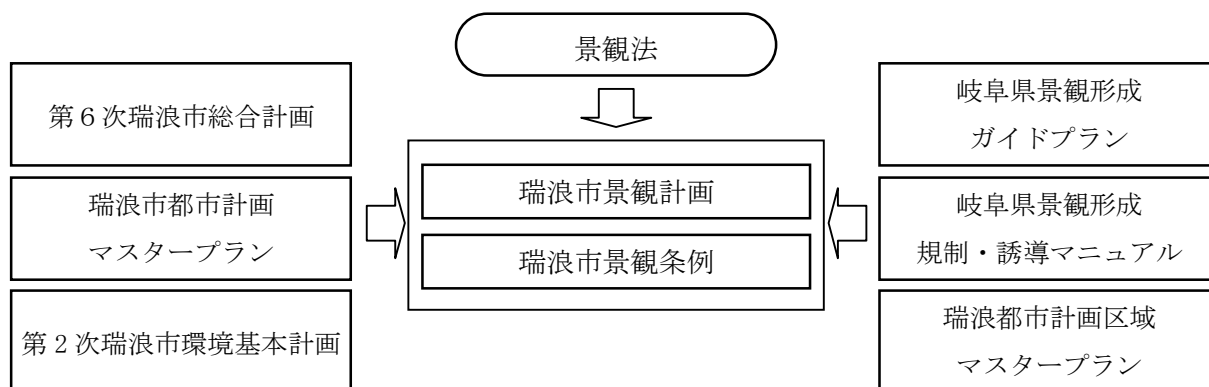
また、昭和 29 年の市制施行後 60 周年を契機として、市の玄関口である J R 瑞浪駅周辺や瑞浪インターチェンジ周辺においては、これまで以上に快適で美しい市街地景観の創出を図っていくことが市のイメージアップにつながるものと考えられます。

一方、市内 8 つの各地域においては、居住環境の整備とともに、身近な緑地や親水空間、田園や里山、地場産業、寺社など、地域固有の風景や施設と一体となった住みやすいまちづくりを進めていく必要があると考えます。

これまで、本市のまちづくり、環境整備については、総合計画を基本に都市計画マスタープランや環境基本計画などにより進めてきましたが、景観に特化した計画や条例はなく、景観については、個別事業の中で配慮してきました。

その様な状況のなか、平成 16 年に景観法が公布され、景観に対する基本理念や責務、景観計画の策定等、良好な景観形成に関する仕組みが法的に位置付けられました。本市においても地域の特性を活かした景観形成を図るため、平成 24 年 3 月に景観行政団体に移行するとともに、市民アンケート調査や策定委員会での検討を重ね、この度、景観計画を策定しました。

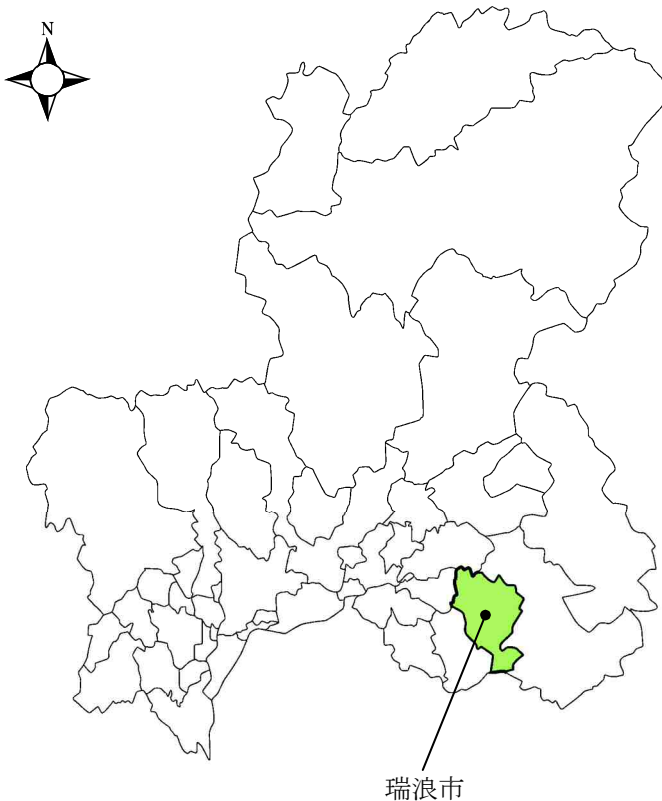
景観計画は、景観形成を進めていくための基本的な計画であり、上位関連計画との整合性を図っています。具体的には、現在の景観形成上の課題を整理し、将来の目標や対象とする区域及びその区域における景観形成方針、建築等の行為に対する制限等の事項を定め、地域の個性を活かした良好な景観の保全・継承・創造を図る内容となっています。



第1章 瑞浪市の景観特性

1. 瑞浪市の概況

- 瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、土岐市、恵那市など3市2町に接しています。
- 県都の岐阜市や中京圏最大の都市である名古屋市へはいずれも直進距離で約40kmの位置にあり、鉄道を利用すれば、名古屋市までは40分の通勤圏です。
- 古代、中世は東山道^{とうさんどう}、近世は中山道^{なかせんどう}の宿場町として、東西の政治・経済・文化の影響を受けて栄えた歴史のあるまちで、室町時代の創業といわれる窯業を中心に発展してきました。
- 中央自動車道の瑞浪インターチェンジ周辺においては各種の文化・教育施設や公的研究機関の集積が図られており、研究学園都市としての顔も見られます。
- 市域の面積は174.86平方キロメートル、人口は約40,000人で、世帯数は15,000世帯が居住しており、交通網としては、国道19号、中央自動車道、JR中央本線（瑞浪駅、釜戸駅）などが整備されています。
- 瑞浪市の北部には木曾川^{きそがわ}が、中心部には土岐川^{ときがわ}が流れ、市域の約70%を森林が占めるなど、緑豊かな自然環境を有しているほか、デスマスチルスやビカリアなどの化石が見つかる「化石のまち」、13箇所のゴルフ場がある「ゴルフのまち」としても知られています。



2.瑞浪市の景観特性

瑞浪市には美しい山々を背景とした森林の景観や水田がみせる田園の景観、中山道の街道沿いに残されている宿場町の歴史的な景観、さらには窯業のまちの佇まいの景観など、地域の風土とともに育まれてきた多くの特徴的な景観があります。ここでは、瑞浪市の景観を「自然景観」、「歴史・文化景観」、「市街地・集落景観」、「施設景観」の4つに区分し、その特徴について整理を行いました。

①自然景観

【山並みの景観】

- ・瑞浪市の最高峰である屏風山びょうぶざんをはじめとする緑豊かな山並みは、市街地や集落地・田園を取り囲み、瑞浪市の景観を特徴づけるものとなっています。特に、屏風山については、地域が有する景観資源として市民アンケート調査で高い評価を得ています。

【水辺の景観】

- ・瑞浪市の中心部を東西に流れる土岐川とぎがわや市南部を流れる小里川おりがわ、市北部を流れる日吉川ひよしがわは、瑞浪市の地域の連携軸ともなる良好な河川景観を形成しています。特に、土岐川においては、堤防沿いは桜並木やエノキの大木もあり、市民の散策などの憩いの空間として活用されるなど、良好な景観として市民アンケート調査で高い評価を得ています。
- ・瑞浪市の北部には国定公園に指定されている木曾川こりゅうぎんきょうが流れているほか、鬼岩公園おにいわこうえん、松野湖まつの、竜吟峡など水辺景観を活かした観光資源があります。

【特徴的な動植物の景観】

- ・市域の約70%を占めている広い森林地帯があるため、ムササビなどの哺乳類、ウグイスなどの鳥類、モリアオガエルなどの両生類の他、は虫類、昆虫類などが生息しています。また、土岐川を本流として多くの支流があり、ドジョウやタニシなどの水生生物も生息しています。
- ・シデコブシ、サギソウなどの生育する湿地帯、ヒツジグサなどの生育する池、ギフチョウの生息する林、ゲンジボタルの生息する小川など、各地に貴重な動植物が生息・生育する環境が点在しています。



屏風山



土岐川



シデコブシ

②歴史・文化景観

【街道の景観】

- ・瑞浪市は、近世は中山道の宿場町として栄えた歴史のあるまちで、大湫宿には伝統的な家屋や大湫神明神社の大杉、細久手宿には尾州家定本陣大黒屋が残り、古いまちなみが保全されています。
- ・中山道には一里塚や琵琶峠の石畳があり、今日においても往時の街道の景観をしのばせています。
- ・市内には下街道や中馬街道も通じており、街道沿いには、近世から近代にかけての石仏や道標などを見ることができます。

【史跡・文化財の景観】

- ・瑞浪市は、美濃源氏「土岐氏」発祥の地とされ、特にその拠点であったとされる土岐地域には、桜堂薬師や鶴ヶ城跡、一日市場館跡（八幡神社）、土岐頼貞の墓などの土岐氏ゆかりの史跡や遺跡が多数残されています。
- ・織田信長により工事が行なわれた小里城跡など多くの魅力的な史跡が残されています。
- ・古くから「焼き物」の産地として知られており、陶地域には、水上向窯跡群、大川東窯跡群、田ノ尻窯跡群などかつての古窯跡が随所に残されています。

【祭事の景観】

- ・瑞浪市には、諏訪神社の祭礼に奉納上演される鶴城笹踊りのほか、深沢獅子舞、宿獅子舞があり、その他、美濃歌舞伎や半原操り人形浄瑠璃などが継承されています。
- ・市内各地域では、美濃源氏七夕まつりや細久手提灯まつりなどの催しが毎年開催され、祭事の景観を見ることができます。



中山道(大湫宿)



桜堂薬師



提灯まつり

③市街地・集落景観

【市街地の景観】

- ・ J R 瑞浪駅周辺の中心市街地は都市的な景観を形成しており、電線類の地中化が行われた公園通りや土岐川沿いの酒蔵のあるまちなみなどは、瑞浪を特徴づける景観となっています。
- ・ 瑞浪市は窯業という伝統的地場産業の地であり、近代窯業に使用されたレンガ煙突などが見える特徴ある景観を有しています。

【集落の景観】

- ・ 土岐川や小里川、日吉川などの河川沿いには、田園が広がり山裾に集落が形成され、集落の背後に里山があるという川・田園・集落・里山が一体となった農山村特有の良好な風景が形成されています。



公園通り



煙突の見える風景



田園風景

④施設景観

【道路の景観】

- ・中央自動車道の瑞浪インターチェンジや国道 19 号は、自動車です外から訪れる来訪者にとって、瑞浪市を印象づける場所となっています。
- ・JR 瑞浪駅周辺においては整備された街路があるほか、街路樹の緑に対しての市民の満足度は高くなっています。

【公園・緑地の景観】

- ・瑞浪中央公園、樽上公園、小田西部中央公園などの都市公園は、市街地内の緑の空間として市民の満足度は高くなっています。
- ・瑞浪インターチェンジ周辺には、瑞浪市民公園、瑞浪市化石博物館、瑞浪市陶磁資料館などが整備され、周辺の豊かな緑と相まって良好な景観を形成しています。

【建築物等の施設の景観】

- ・中山道にある歴史的な建築物や明世地域にある文化・教育施設は、地域の景観を特徴づける施設となっています。



竜門橋



瑞浪市民公園



大湫観音堂

3.景観軸

瑞浪市の景観は、市内の各所に点在しており、これらを俯瞰してみると、連続性のある軸が構成されています。これを瑞浪市の景観を構成する景観特性のひとつとして景観軸に設定します。具体的には、市の骨格を形成し、各景観を有機的に連携する道路や街道、河川などの社会基盤を位置づけるものであり、次の4つを設けました。

【広域骨格軸】

- ・広域的な交流を担う軸であり、本市に人を呼び込むことができるJR中央本線、中央自動車道、国道19号を広域骨格軸に位置づけます。

【都市骨格軸】

- ・市内各所にある様々な景観を連絡する幹線道路を都市骨格軸に位置づけます。

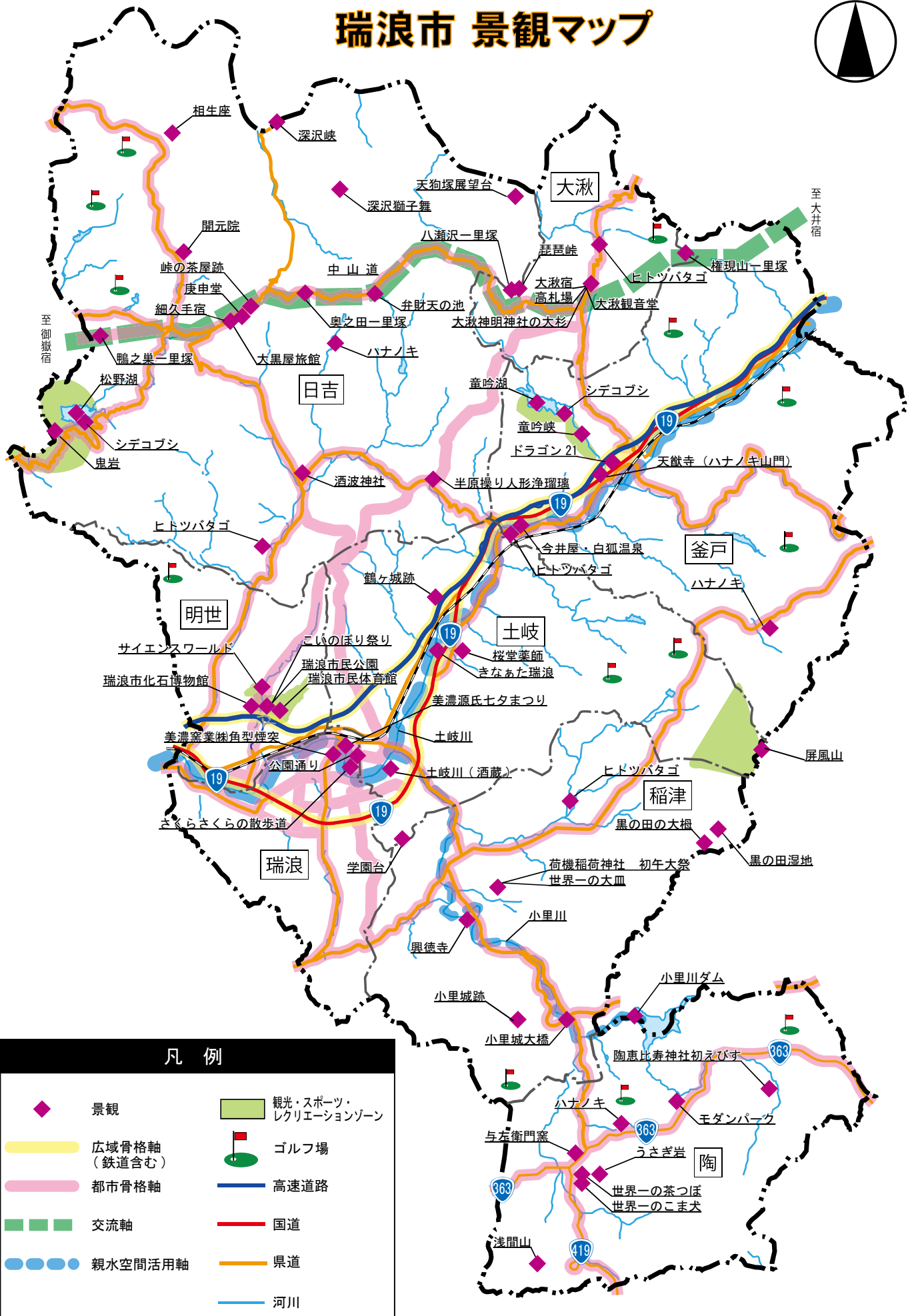
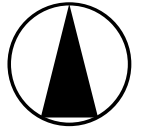
【交流軸】

- ・本市における自然景観と貴重な歴史・文化景観をつなぎ、交流を促す軸として、中山道を交流軸に位置づけます。

【親水空間活用軸】

- ・水辺の自然景観を活用したうらおいのある景観形成を図る軸として、土岐川及び小里川などの河川を親水空間活用軸に位置づけます。

瑞浪市 景観マップ



凡例

	景観		観光・スポーツ・レクリエーションゾーン
	広域骨格軸 (鉄道含む)		ゴルフ場
	都市骨格軸		高速道路
	交流軸		国道
	親水空間活用軸		県道
			河川

4.景観形成上の課題

瑞浪市の景観特性を踏まえ、瑞浪市らしい良好な景観の形成に向けての課題を次のように整理しました。

自然景観

瑞浪市の貴重な財産である自然を守っていくこと

●山並みの景観

屏風山をはじめとする緑豊かな山並みは、瑞浪市の大切な景観であり、各地域から見る事ができる眺望を継承していく必要があります。

●水辺の景観

土岐川、小里川、日吉川などの河川や水辺の空間は、市民生活に潤いを与えるものであり、良好な環境が維持していく必要があります。

●特徴的な動植物の景観

貴重な水生植物や昆虫類、動植物などが生息・生育できる環境は、良好な自然が保たれている証拠であり、後世に引き継いでいく必要があります。

歴史・文化景観

価値のある歴史・文化を伝承していくこと

●街道の景観

中山道の宿場町として栄えた大湫宿、細久手宿は、瑞浪市を代表する景観であり、建物の維持管理や形態規制のあり方等について、地域住民とともに検討していくことが必要です。

●史跡・文化財の景観

桜堂薬師や鶴ヶ城跡などの史跡や遺跡、古墳については、歴史・文化資源として保全が図られるべきであり、地場産業である窯業の伝承と併せ、観光をはじめとする地域振興へ利活用していくことが必要です。

●祭事の景観

各地域で開催される祭事や伝統芸能は、瑞浪市の特徴と魅力を発信していくものであり、それらが行える「場」や技術の継承が必要です。

市街地・集落景観

市民が住みやすい環境を整えて美しい景観を創っていくこと

●市街地の景観

玄関口となるJR瑞浪駅前や瑞浪インターチェンジ周辺においては、来訪者を心地よく迎え入れられる様、中心市街地の活性化とともに、より美しい景観を形成していく必要があります。

その他の市街地や幹線道路においては、屋外広告物、電柱、電線などの景観阻害要因への対応、建物等への形態規制のあり方等について、地域住民とのコンセンサスの形成が必要です。

●集落の景観

各地域の集落における特徴ある景観の保全と利活用を図るとともに、住みよい環境の確保と良好な景観の形成のため、休耕田の有効活用や里山の適正な管理、空き家・空地の問題等についての対応が必要です。

施設景観

施設のマネジメントを図り地域づくりに活かしていくこと

●道路の景観

良好な道路景観を維持するため、ゴミの不法投棄や雑草への対応とともに、大規模な構造物などは計画段階から景観への配慮を図っていく必要があります。

●公園・緑地の景観

市民生活に安らぎをもたらす公共の緑の維持管理が必要です。

●建築物等の施設の景観

化石、焼き物などの瑞浪市の特徴を景観形成に活かしていくことや小里川ダムやドラゴン21、世界一のこま犬などの地域が有する施設をどの様に利活用していくかの検討が必要です。また、ゴルフ場や産業施設との共存も考えていく必要があります。

景観形成体制

みんなで取り組む機運と体制を構築すること

●ひと・体制・仕組み

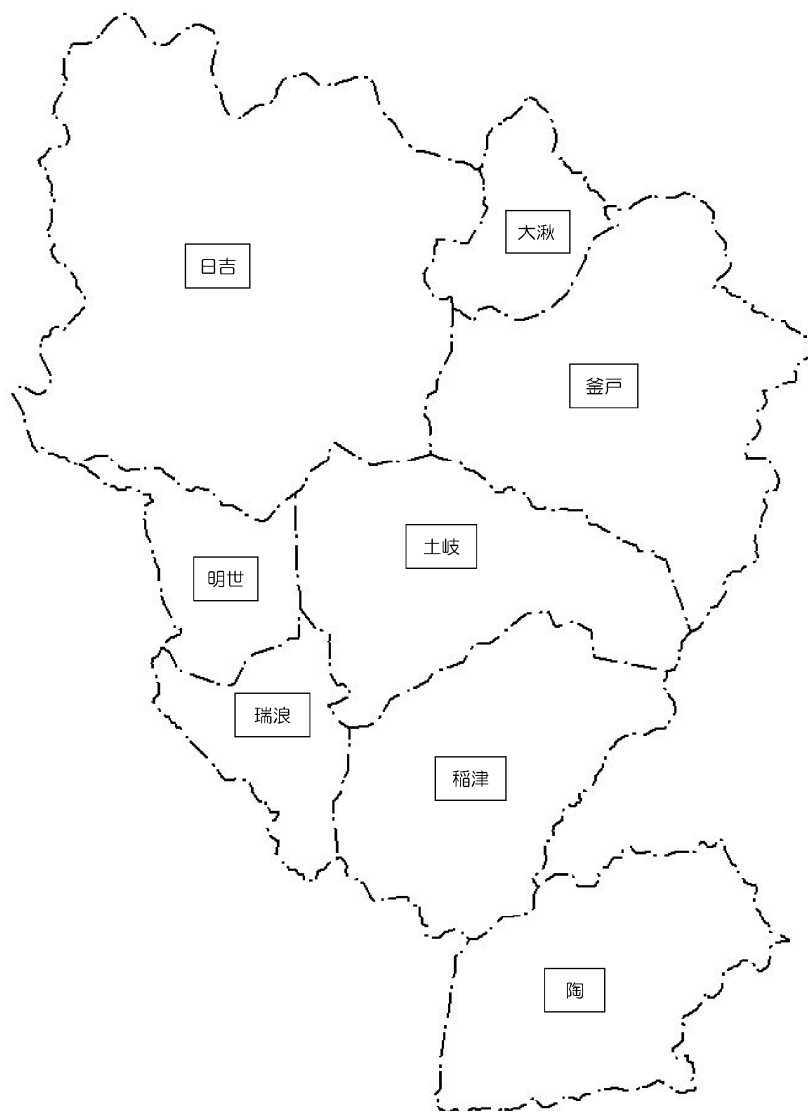
行政、市民、事業者の役割分担が図られなければ、良好な景観を守り、育てていくことはできません。より一層のコミュニケーションを図り、協働していくことが必要です。

第2章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

- ・ 瑞浪市は一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして、市全域が都市計画区域に指定されており、景観形成についても同様であると言えます。
- ・ 市域の約70%を森林が占め、土岐川や屏風山などの自然景観は、瑞浪らしい誇りのある景観として市民に親しまれており、市全体として保全を図っていく必要があります。
- ・ 市内は市形成の沿革などにより8つの地域（瑞浪、土岐、明世、日吉、大湫、釜戸、稲津、陶）に区分され、それぞれの個性に応じた景観形成を図っていくことが望ましいと考えられます。

以上のことより、瑞浪市全域（174.86km²）を景観計画区域とします。



2.景観計画重点区域の考え方

特に良好な景観形成を図っていく区域については、景観計画重点区域を設定し、それぞれの区域において景観形成の方針等を決めるものとします。

景観計画重点区域を指定した場合は、全市とは別の独自の規制等が適用できるため、当該地域との合意形成が重要です。また、この場合の規制は、必ずしも全市より厳しいものだけではなく、全市より緩和することも可能です。

景観計画重点区域の指定については、以下の考え方により対象区域の抽出を行い、市民等を交えた検討組織を設け、合意形成を図るものとします。

【区域抽出の考え方】

- ・市民に親しまれ、市内外に瑞浪市の魅力を発信できる区域
- ・既に特徴ある景観を有している区域（または有することが見込まれる区域）
- ・市民や事業者が積極的に景観形成に取り組んでいる区域（または取り組もうとしている区域）

【候補地】

■中山道 大湫宿

候補地選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道大湫宿は、国登録有形文化財の伝統的な家屋が残るなど、瑞浪市の歴史・文化を後世に伝える重要な地区です。 ・近年は、「街道歩きの旅」と称して中山道を歩く旅行者が増加するなど、瑞浪市の観光拠点としての顔もあります。 ・まちなみ保存に関する住民の様々な活動が活発な区域であり、景観に対する住民自らの積極的な取り組みが可能であると考えられます。 ・今後も引き続き、歴史あるまちなみの保全を図るため、これまでの地元での取り組みを継続していく必要があります。
区域の特徴	<p>【古いまちなみ景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山道の宿場町である大湫宿は、国登録有形文化財に登録されている保々家住宅（脇本陣）、三浦家住宅、森川訓行家住宅、森川善章家住宅などの伝統的な家屋が残り、古いまちなみが保全されています。 ・大湫町の中山道には、東に権現山（櫛ノ木坂）一里塚、西に八瀬沢（琵琶峠）一里塚、琵琶峠の石畳があり、往時の街道の景観をしのばせています。 <p>【祭事による交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月には、地域の誇りとなっている神明・白山神社例大祭が行われ、山車が歴史と伝統あふれる大湫宿を練り歩き、地元住民と来訪者の交流の場や機会となっています。

資料：中山道大湫宿ホームページ（編集：大湫町コミュニティ推進協議会）

第3章 景観形成の方針

1. 全体計画

① 計画の背景と景観形成の基本スタンス

- 瑞浪市は、中山道などの街道が通じて東西の政治・経済・文化の影響を受けて栄え、また焼き物を中心に発展してきた歴史のあるまちです。
- 緑豊かな美しい山々、山裾から広がる田園、中山道の街道沿いに残されている歴史的なまちなみ、下街道、中馬街道に見られる多くの石造物、焼き物のまちなみの佇まいなど数多くの良好な景観を有しています。
- 瑞浪市の風土とともに育まれてきた特徴ある多様な景観（森林、農地、歴史・文化、集落）は、瑞浪市民のかけがえのない資産として次世代に引き継ぐとともに、駅前やインターチェンジ周辺、国道19号沿線などにおいては、新たな魅力と活力ある都市の形成をめざしたまちづくりを進めていくことが望まれます。
- 市内には13箇所のゴルフ場や畜産施設などがあり、これらと共存し、景観的な調和を図っていくことも余暇活動や産業活動の維持・発展の面から欠かすことのできないものです。
- 市内は、8地域に区分され、各地域固有の歴史、文化等の資源を有していることから、まちづくりを進めて行く際には、それらの資源を十分に活かしながら美しい景観の形成を図ることが必要と考えられます。
- 景観整備や規制等の施策と併せ、行政・市民・事業者それぞれの景観形成に対する役割の浸透や意識の向上にも努めていくことが必要と考えられます。

以上を踏まえ、瑞浪市全体の景観形成の基本スタンスを以下のように設定しました。

【瑞浪市の景観形成の基本スタンス】

- ▶ 今ある良い風景・景色を維持していくため、それらを阻害するものを生じさせないようにする。
- ▶ 出来るところから少しずつ良い景観を育てていく。
- ▶ 全ては行政・市民・事業者の相互の協力のもとに進めていく。

②景観形成の目標と基本方針

瑞浪市では、第6次 瑞浪市総合計画において『幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし共に育ち 共に創る～』を将来都市像として定め、計画的なまちづくりを進めています。

同計画においては、まちや市民の暮らしのめざす姿として、「地域の自然や歴史・文化と調和した、魅力あるまちなみ」、「美しい郷土に誇りをもつことができ、心豊かな生活をする」を掲げています。

特に、少子高齢化が進展するなか、将来を担う子どもたちや、これまで瑞浪市を支えてきた高齢者の方々が地域に対して誇りを持ち、豊かな暮らしが享受できるような施設の整備や自然の風景のあり方が重要になってきていると考えます。

景観計画は景観という視点からの“まちづくり”であり、総合計画に示される将来都市像やめざす姿の実現に向け、次のように景観計画における景観形成の目標を設定しました。

◆景観形成の目標

地域の個性を活かした美しいふるさと創り

また、この目標の達成のための景観形成の基本方針について、岐阜県景観形成ガイドプランにおける東濃地域の景観形成方針も踏まえ、以下のとおり設定しました。

◆景観形成の基本方針

方針①：景観の骨格となる自然環境を保全する。
方針②：貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。
方針③：活力と魅力のある市街地景観を創出する。
方針④：特徴的で愛着の持てる空間を誘導・形成する。
方針⑤：美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取り組む。

方針①：景観の骨格となる自然環境を保全する。

- ・屏風山をはじめとする山々に囲まれた盆地や谷あいの中を土岐川、小里川、日吉川など河川が流れている風景が、市内各所で見られる特徴的な景観となっており、これらの山々と人々の暮らしの軸となっている河川は、景観の骨格をなしています。
- ・山々と河川及びこの自然の中で生息している様々な動植物を含めた自然環境を将来にわたり保全していくことをめざします。

方針②：貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。

- ・中山道の宿場町である大湫宿、細久手宿には古いまちなみが残されているほか、市内各地には多くの史跡や遺跡を見ることができます。
- ・市内には、レンガ煙突など特徴ある景観が残されているほか、各地域には昔ながらの集落風景があります。
- ・瑞浪市の貴重な財産である歴史・文化を有するまちなみを未来へと引き継いでいくとともに、各地域の季節の風景となっている伝統的な祭事についても継承していくことをめざします。

方針③：活力と魅力のある市街地景観を創出する。

- ・JR瑞浪駅周辺は、市の玄関口であり、瑞浪市の商業・情報・文化等の機能が集積する地域として位置づけられています。
- ・瑞浪インターチェンジ周辺も市の玄関口として、来訪者に市のイメージを印象づける重要な役割を担っています。
- ・市街地整備にあたっては、都市機能の充実とともに、景観上も魅力あるものとしていくことが望まれ、活力と魅力ある新たな市街地景観を創出していくことをめざします。

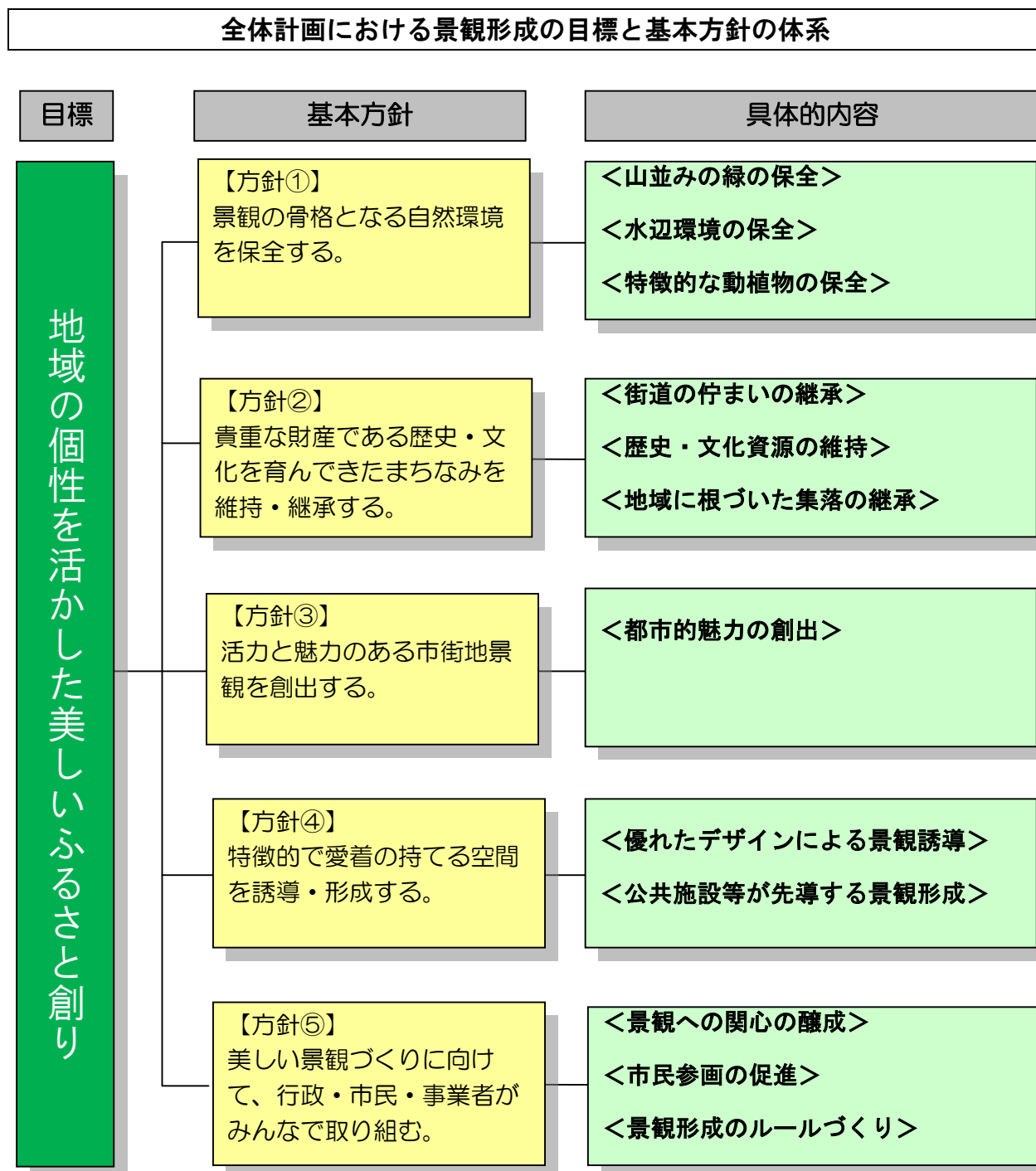
方針④：特徴的で愛着の持てる空間を誘導・形成する。

- ・市内には、鬼岩公園をはじめ、松野湖、竜吟峡など水辺景観を活かした観光資源や、緑豊かな瑞浪市民公園の中に、瑞浪市化石博物館、瑞浪市陶磁資料館、瑞浪市民体育館などの特徴的な文化・教育施設が数多く立地しています。
- ・瑞浪市の独自性を伝える施設を有効に活用し、市への愛着を高めていくことが望まれます。
- ・施設の維持または整備により、その周辺も含めた特徴的で愛着の持てる良好な空間の形成並びに誘導を図っていくことをめざします。

方針⑤：美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取り組む。

- ・瑞浪の風土を活かした美しい景観を形成していくためには、行政の取り組みとともに、市民や事業者の協力を得ていくことが必要です。
- ・行政・市民・事業者が協働して景観形成に取り組める仕組みづくりをめざします。

景観形成の目標と基本方針の体系を以下に示します。



【方針①】 景観の骨格となる自然環境を保全する。

<山並みの緑の保全>

- 屏風山などの山並みの眺望景観の確保
 - ・山並みの眺望を遮る大規模な建築物等について、配置や意匠、形態に対する配慮を行います。
- 住宅地等の開発に対する適正なコントロール
 - ・建築物や工作物等の開発においては、自然環境や周辺環境との調和に努めます。



<水辺環境の保全>

- 土岐川、小里川、日吉川などの河川風景の維持と水辺空間の改善
 - ・河川の水辺環境に配慮した維持・管理を行います。
 - ・水質の改善とともに、河川の見回りによるゴミの不法投棄の防止（行政による定期的な維持管理の実施、清掃活動などにおける市民参画など）を図ります。



<特徴的な動植物の保全>

- 貴重種等の生息地・自生地とその周辺の一体的保全
 - ・土岐川支流などのゲンジボタルの生息地や貴重な水生植物や昆虫類の生息地、屏風山一帯のモリアオガエルなどの生息地は、周辺の河川と一体的に保全します。
 - ・森林内のヒトツバタゴやハナノキなどの自生地は、周辺の緑地と一体的に保全します。



【方針②】 貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。

<街道の佇まいの継承>

- 中山道宿場町や旧街道景観などの歴史・文化の継承
- ・国登録有形文化財に登録された住宅の保全及び宿場町の構成要素となっている史跡なども含めたまちなみ風景の維持・継承を図ります。
- ・中山道の一里塚や琵琶峠の石畳、中馬街道の石造物などの街道の景観を構成する要素の維持・継承を図ります。
- ・地域全体の取り組みにより、鶴城笹踊り、深沢獅子舞、宿獅子舞、美濃歌舞伎、半原操り人形浄瑠璃などの伝統的な祭事を継承していきます。



<歴史・文化資源の維持>

- 市内に所在する史跡・遺跡や歴史的建造物などの維持
- ・桜堂薬師や鶴ヶ城跡、一日市場館跡（八幡神社）などの史跡・遺跡や歴史的建造物の維持を図ります。
- ・史跡周辺の空間の一体的な整備（周辺空間の緑化、周辺開発の規制誘導など）を図ります。
- 古窯跡の保全・活用等
- ・陶地域の古窯跡（水上向窯跡群、大川東窯跡群、田ノ尻窯跡群）の維持・保全を図ります。



<地域に根づいた集落の継承>

- 田園・集落・里山が一体となった集落景観の保全・修復
- ・集落地の景観については、地域住民の協力のもとで維持・保全を図ります。
- 窯業のまちの景観の保全
- ・レンガ煙突などが見える集落景観は、瑞浪市を特徴づける景観として維持・保全を図ります。



【方針③】 活力と魅力のある市街地景観を創出する。

<都市的魅力的創出>

○瑞浪地域の都市的魅力的創出

- ・ 中心市街地では、良好な都市景観をめざした建築物の規制・誘導及び街路などの公共的な都市空間による都市の魅力的創出を図ります。
- ・ 商業地域においては、商業振興策と一体となった賑わいのある空間づくりを図ります。



○都市内の潤い空間の創出

- ・ 土岐川沿いの遊歩道や酒蔵のあるまちなみなどは、都市内に潤いを与える特徴的な景観として維持・保全を図ります。
- ・ 瑞浪中央公園などの都市公園については、市街地内での緑のまとまりある空間として適切な維持・保全を図ります。



○道路沿道の景観整備

- ・ 中央自動車道の瑞浪インターチェンジや国道 19 号など主要道路は、瑞浪市への来訪者に瑞浪市を印象づける景観となるため、緑化や沿道商業施設等の建物や看板等について、色彩・形態に配慮した規制・誘導方策を検討します。
- ・ 道路沿道の不法投棄のゴミや廃棄物は、沿道景観の阻害となるため、これらの処理および再発防止策について検討を行います。

○祭事による魅力向上

- ・ 瑞浪市の魅力を発信する催しとして、美濃源氏七夕まつり等を継承していきます。

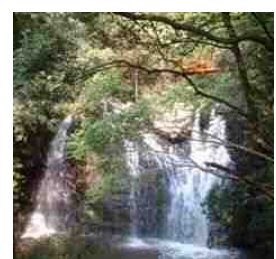


【方針④】 特徴的で愛着の持てる空間を誘導・形成する。

<優れたデザインによる景観誘導>

○建築物等の施設による景観誘導

- ・瑞浪市民公園内に立地する瑞浪市化石博物館、瑞浪市陶磁資料館、サイエンスワールドなどは、緑豊かな印象のある地域景観が形成されており、瑞浪市の独自性を伝える施設として良好な景観の維持に努めます。
- ・瑞浪市には、鬼岩公園、松野湖、竜吟峡などの水辺を活用した観光資源が多くあります。これらの観光地では景観そのものが魅力となっていることから、その魅力を維持していくよう適切な保全を図るとともに、観光資源をより有効に活用する方法についても検討していきます。



○景観阻害要因への対応

- ・道路沿いでは、空き店舗・家屋など管理されていない建築物が沿道景観を阻害しているため、これらの建築物への対応策について検討を行います。

<公共施設等が先導する景観形成>

○瑞浪市民公園の適切な維持・管理

- ・瑞浪市民公園は瑞浪市を代表する公園・緑地として、市民からも高く評価されており、散策道も含めて今後とも適切に維持・管理を行い、魅力ある公園とします。

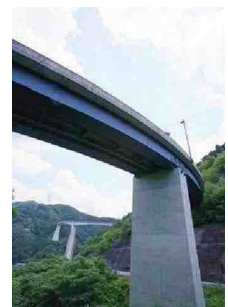
○大規模構造物の景観検討

- ・大規模橋梁などシンボル性の高い構造物については、計画段階で景観シミュレーションを行うなど、景観に配慮した取り組みを実施します。

○その他の施設の活用

- ・がくしゅうこうぼうてんじんがま 学習工房天神窯は、周辺と調和した緑豊かな景観が魅力となっており、施設の周辺環境の維持に努めます。

- ・世界一のこま犬、世界一の茶つばほうじょう「豊穰の壺」、世界一の大皿ずいしやう「瑞祥」、6連房の登り窯「与左衛門窯」などの利活用を検討します。



【方針⑤】美しい景観づくりに向けて、行政・市民・事業者がみんなで取り組む。

<景観への関心の醸成>

○景観形成への啓発活動

- ・良好な景観を形成していくためには、行政の取り組みとともに、市民や事業者の参画が必要となります。多くの市民が景観形成への活動に関われるように、景観に関するシンポジウムの開催、広報誌の発行、インターネットを活用した景観に関する知識や情報提供など、景観形成に関する啓発活動を行い、市民や事業者の景観への関心を高めます。

<市民参画の促進>

○日常的な景観形成への参画

- ・身近な景観形成として、玄関や庭先の日常的な清掃や、近くの道路や公園、河川の清掃などの取り組みが考えられ、地域で参画できる景観形成のための活動を企画実施していきます。

○継続的な景観づくりへの参画

- ・景観形成を継続的に進めていく上で、地域での景観づくりへの話し合いの開催や、地域での自主的な活動も必要となります。このため、既存のまちづくり組織等と協働しながら、地域の景観づくりの中心となるリーダーなどの人材の育成を図ります。

<景観形成のルールづくり>

○景観形成のルールに対する合意形成

- ・積極的な景観形成のためには、一定の規制が必要となり、屋外広告物の規制や建築物に対する形態制限、森林や農地の開発に対する規制等について、届出対象行為や景観形成基準など良好な景観形成に向けた行政・市民・事業者によるルールづくりを行います。
- ・空き店舗や家屋、工場、空き地の適正管理に関する条例の適正な運用に取り組んでいきます。

2.地域別計画

全体計画で整理した景観計画の目標、基本方針を踏まえた上で、各地域において景観形成を図っていくため、地域別の景観形成の目標と景観形成方針の整理を次の8地域の区分により行いました。

地域区分	面積 (ha) ※1	人口 (人) ※2
瑞浪地域	894	14,399
土岐地域	2,148	7,645
明世地域	864	2,565
日吉地域	5,492	2,564
大湫地域	797	342
釜戸地域	3,070	3,041
稲津地域	2,179	4,886
陶地域	2,056	3,555
合計	17,500	38,997

※1：面積は平成20年度都市計画基礎調査より

※2：人口は平成27年12月1日現在（瑞浪市住民基本台帳より）

地域名	瑞浪地域
将来目標	自然の優しさと賑わいがあふれる都市景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商業地域にふさわしい基盤整備及び景観整備（建築デザインの調和、敷地内緑化、オープンスペースの確保、シンボル建築の配置等）を図ります。 ・ 住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内の緑化やデザインの配慮により、質の高い落ち着いた住宅地景観をめざします。 ・ 美濃源氏七夕まつり等を継承し、地域固有の祭事の景観を守ります。 ・ 周辺の丘陵地、森林、優良な農地は、重要な自然景観として保全を図ります。 ・ 地域内を流れる土岐川においては、適正な維持管理を図り、「さくらさくらの散歩道」をはじめとした、親しみやすい憩いの場をめざします。 ・ 土岐川沿いのエノキの大木やホタルの生息する貴重な生育環境の保全を図ります。



公園通り



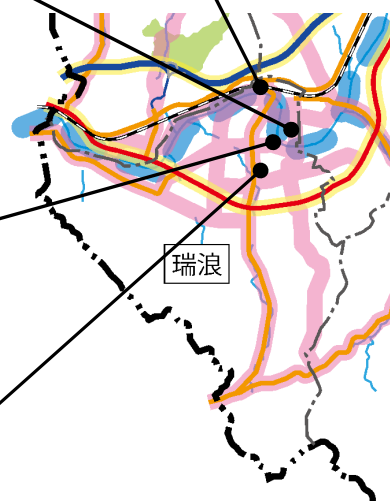
瑞浪駅



土岐川



瑞浪地域の住宅地



地域名	土岐地域
将来目標	歴史・文化との触れ合いができる快適な集落景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商業地域にふさわしい基盤整備及び景観整備（建築デザインの調和、敷地内緑化、オープンスペースの確保、シンボル建築の配置等）を図ります。 ・ 土岐川沿いや丘陵地の平野部に広がる集落・農業地区においては、自然環境と調和した良好な田園景観をめざします。 ・ 駅周辺や計画的に開発された住宅地においては、市民の協力のもと、敷地内の緑化やデザインの配慮により、質の高い落ち着いた住宅地景観をめざします。 ・ 桜堂薬師や鶴ヶ城跡（県指定史跡）などの文化財のほか、多く残されている美濃源氏「土岐氏」ゆかりの史跡や遺跡等（建造物も含む）の保全を図り、地域の財産として継承していくとともに、地域の活性化に役立てていきます。 ・ 益見地区に伝わる地域の手づくりの「猿子村ふれあいまつり」など、地域固有の催しの継承を図り、祭事の景観を守ります。 ・ 屏風山周辺は自然とのふれあいの場として、自然景観の保全を図ります。 ・ 地域内を流れる土岐川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成します。



桜堂薬師



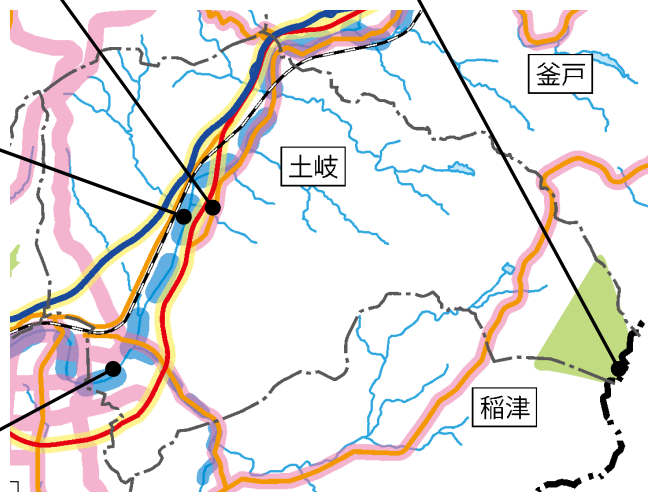
屏風山



きなあた瑞浪



酒蔵



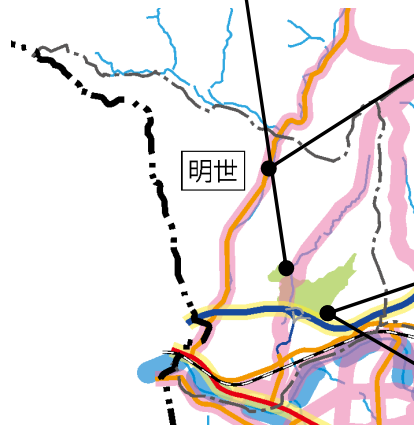
地域名	明世地域
将来目標	過去と未来・自然と都市が融合する新たな都市景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口となる瑞浪インターチェンジ周辺においては、サイエンスワールドや瑞浪市地球回廊、瑞浪市化石博物館などの既存の建築施設の適正な維持管理と瑞浪市民公園の緑との調和を図ります。また、デザインの優れた建築物や公共施設（公園、道路等）の整備により、周辺への良好な景観の誘導や来訪者へのインパクトと市の印象の向上を図ります。 ・正馬様隧道や田中泥薬師など、地域固有の景観を維持します。 ・瑞浪層群（約1900～1500万年前）と呼ばれる地層は、哺乳類・魚類・貝類・植物等の化石を豊富に産する貴重な化石包含地として保全を図ります。 ・地域の60%を占める丘陵地、森林を重要な自然景観として保全を図り、田園地帯や集落の背後に見える里山の景観を維持していきます。 ・地域内を流れる日吉川、土岐川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成していくとともに、地域の特性でもある化石採集の場を維持します。



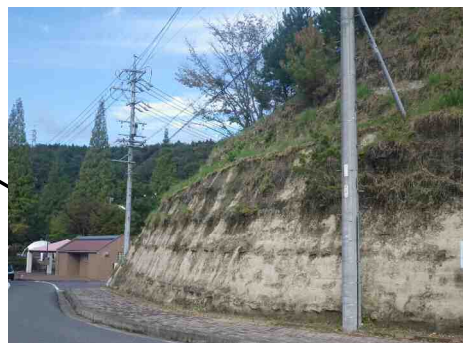
サイエンスワールド



日吉川



瑞浪市民公園



サバ山

地域名	日吉地域
将来目標	雄大な自然の恵みと伝統文化が織り成す懐かしい集落景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道沿道の細久手宿や一里塚、琵琶峠は、貴重な歴史景観であり、後世に伝承していくべき重要な地域であることから、地域住民とともに保全と活用を図り、歴史的なまちなみを維持していきます。 ・半原操り人形浄瑠璃（県指定重要無形民俗文化財）、深沢及び宿の獅子舞（市指定無形民俗文化財）は、現在に残る伝統文化であり、その継承を図り、日吉の貴重な文化景観を維持していきます。 ・地域内の農地や集落、里山の懐かしさを感じられる原風景を維持していきます。 ・希少植物であるシデコブシやヒトツバタゴ（県指定天然記念物）等の貴重な生育環境の保全を図ります。 ・松野湖や鬼岩公園においては、観光交流につながるよう、優れた景観を活用していきます。 ・地域北部の木曾川沿いの国定公園に代表される重要な自然景観の保全を図ります。 ・地域内を流れる日吉川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成します。



日吉地域の集落



細久手宿(大黒屋)



奥之田一里塚



松野湖



鬼岩公園



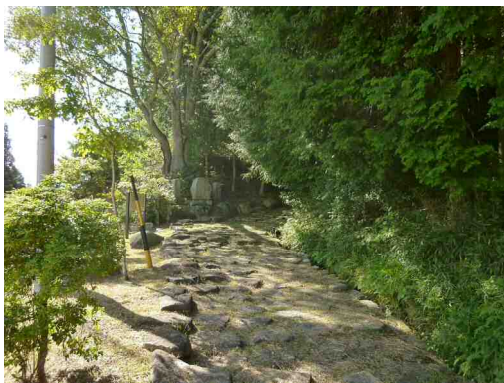
地域名	大湫地域
将来目標	中山道宿場町の面影を伝える街道景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中山道沿道の大湫宿や一里塚、琵琶峠は、貴重な歴史景観であり、後世に伝承していくべき重要な地域であることから、地域住民とともに保全と活用を図り、歴史的なまちなみを維持していきます。 ・地域内の美しい田園や集落、里山の懐かしさを感じられる原風景を維持していきます。 ・希少植物であるシデコブシやヒトツバタゴ（県指定天然記念物）、大湫神明神社の大杉（県指定天然記念物）の生育環境の保全を図ります。 ・地域の約80%を占める丘陵地、森林（木曾川沿いは国定公園に指定）は重要な自然景観として保全を図ります。



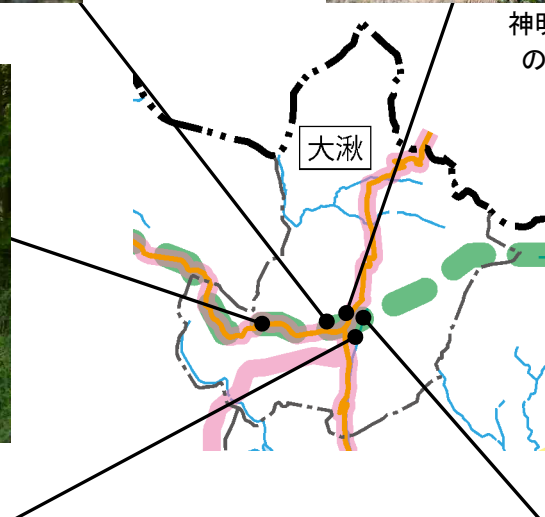
高札場



神明神社
の大杉



琵琶峠の石畳



大湫の農地



大湫宿

地域名	釜戸地域
将来目標	良好な自然環境を感じることでできる集落景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・釜戸駅周辺における基盤整備と合わせて集落景観の形成を図ります。 ・土岐川沿いに広がる集落・農業地区においては、生活環境の向上とともに、自然環境と調和した良好な田園景観をめざします。 ・希少種であるハナノキ（国指定天然記念物）やヒトツバタゴ（県指定天然記念物）の生育環境の保全を図ります。 ・竜吟峡（特別緑地保全地区）や屏風山など、地域の約70%を占める丘陵地、森林を重要な自然景観として保全を図ります。 ・地域内を流れる土岐川や佐々良木川<small>ささらぎがわ</small>においては、適正な維持管理を図り、周辺の田園風景と調和した水辺空間を形成します。



竜吟湖



竜吟峡



釜戸地域の集落



ハナノキ自生地

地域名	稲津地域
将来目標	豊かな自然と共生したのどかな里山景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心部における田園景観と調和した魅力ある居住環境を創出します。 ・小里川沿い、萩原川沿い<small>はぎはらがわ</small>に広がる集落・農業地区においては、生活環境の向上とともに、自然環境と調和した良好な田園景観を形成します。 ・さまざまな湿性植物を四季折々に見ることができる「黒の田湿地」<small>くろのたしつち</small>の保全を図り、自然体験の機会を確保するとともに、市内外へ魅力をアピールしていきます。 ・屏風山周辺など、地域の約75%を占める丘陵地、森林を重要な自然景観として保全を図ります。 ・地域内を流れる小里川においては、適正な維持管理を図り、親しみやすい憩いの場を形成します。



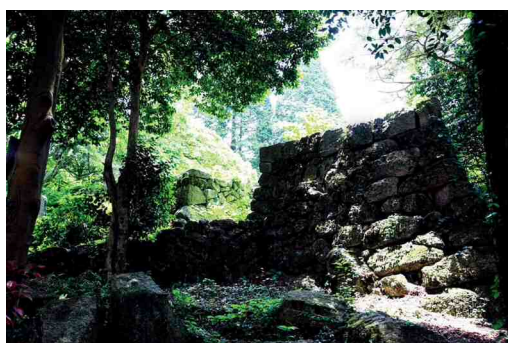
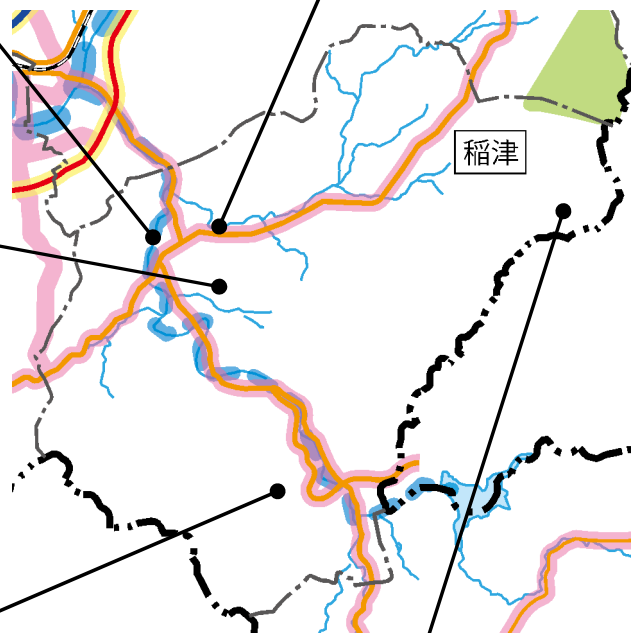
小里川



稲津地域の集落



世界一の大皿



小里城跡



黒の田湿地

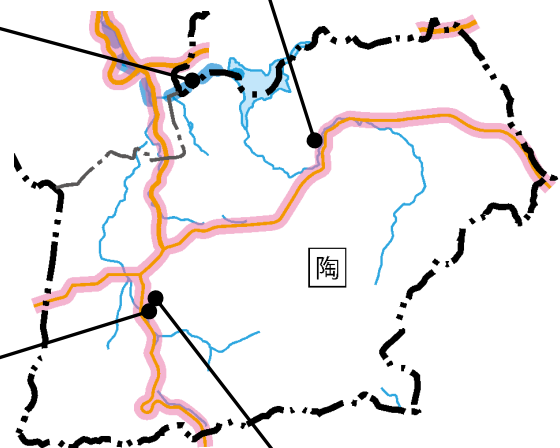
地域名	陶地域
将来目標	伝統的な地場産業と一体となった農山村景観の形成
景観形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 363 号沿道の集落・農業地区においては、自然環境と調和した良好な田園景観を形成します。 ・ 地場産業である窯業を受け継ぐ地域として、こま犬や茶つぼなどの資源を活用していきます。 ・ 中馬街道においては、地域住民とともに保全と活用を図り、良好な居住環境の確保とともに、その面影を維持していきます。 ・ 地域の約 70%を占める丘陵地、森林は重要な自然景観として保全を図ります。 ・ 小里川ダム周辺は、レクリエーションスポットとして、地域の個性を発揮し、シンボルとなる景観の形成を図ります。



小里川ダムからの眺め



陶地域の集落



世界一のこま犬

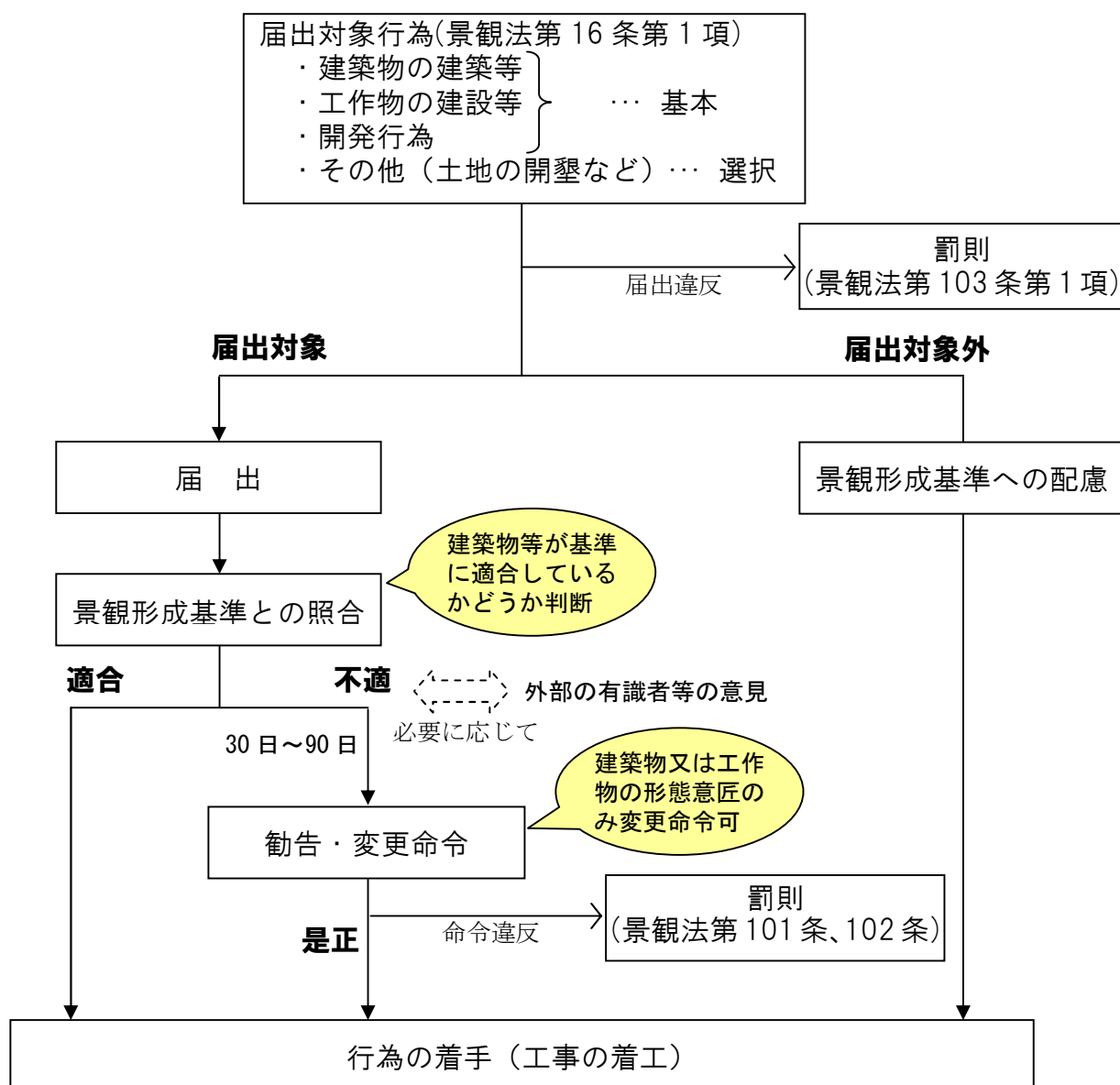


世界一の茶つぼ

第4章 行為の制限に関する事項

良好な景観を形成するため、景観計画では、行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）として「届出対象行為」と「景観形成基準」を定め、景観計画区域内での建築行為等に着手する前に、その計画が景観上問題がないかどうかを確認します。

行為の制限とは、具体的な規制のことであり、以下にその一般的な手続きの流れを示します。



注. 変更命令を出すことができるのは、建築物の建築等及び工作物の建設等のうち、条例で定めるもの(特定届出対象行為)について、形態意匠が景観形成基準に適合しないと判断された場合

1.届出対象行為

①基本的な考え方

景観計画では、地域の特性に応じて届出を必要とする行為を定めることができる
とされています。

瑞浪市の景観形成の基本スタンスである、「今ある良い風景・景色を維持してい
くため、それらを阻害するものを生じさせないようにする。」ことに鑑み、市全体
の基本計画としては、風景・景色への影響の大きい大規模な建築物等を届出の対象
とします。

また、平成 25 年 1 月に実施した住民アンケートにおける景観づくりに必要なル
ールについての回答においても、“全市的に景観の悪化を防ぐための最低限のルー
ルを設けると良い”との意見が多くを占めていたことから、全市的に緩やかなルー
ルを設けるものとします。

届出する際には、国土交通省令の定めのとおり、『行為の種類、場所、設計又は
施行方法、着手予定日、完了予定日、行為者の氏名及び住所』を記載した書面を
図書とともに、景観行政団体の長（瑞浪市長）に提出しなければなりません。

なお、景観法第 16 条第 5 項により、国の機関又は地方公共団体が行う行為につ
いては、景観法第 16 条第 1 項の届出を要しませんが、あらかじめ、景観行政団体
の長にその旨を通知する必要があります。また、景観法第 16 条第 7 項に該当する
行為は届出を要しません。

②届出対象行為

瑞浪市における届出対象行為は以下のとおりです。

表1 届出対象行為の内容

対 象	対象行為の内容	
建築物	定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの <p style="text-align: right;">(建築基準法第2条第1号)</p>
	行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更 <p style="text-align: right;">(景観法第16条第1項第1号)</p>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 500 m²以上又は高さ 15mを超える
工作物	定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突 ・ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 ・ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等 ・ 高架水槽、サイロ、物見塔等 ・ 擁壁 ・ 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光用のもの ・ ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ・ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の原動機付回転遊具施設 ・ 生コン製造施設等 ・ 自動車車庫 ・ サイロ等の貯蔵施設 ・ 汚物処理場、ごみ焼却場等 ・ 特定用途制限地域内の工作物で条例により制限が定められたもの <p style="text-align: right;">(建築基準法施行令第138条第1項～第3項)</p>
	行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更 <p style="text-align: right;">(景観法第16条第1項第2号)</p>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ 15mを超える (但し、擁壁は高さ 2m を超え、かつ見付面積 200 m²以上)
開発行為	定義行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の区画形質の変更 <p style="text-align: right;">(都市計画法第4条第12項)</p>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発面積 1,000 m²以上

注. 太陽光発電設備の設置を対象行為とすることの可否等については今後、検討します。

2.景観形成基準

届出された対象行為について、以下の景観形成基準との照合を行い、適合していれば、その旨を通知し、また適合しないときは勧告・命令を行います。

表2 建築物の建築等に関する景観形成基準

項目	景観形成基準
形態意匠	・周辺の自然環境や既存の建築物との調和に配慮した、違和感のないデザインとします。
色彩	・彩度6以下の色彩とし、周辺の色調と調和を図ります。 ・アクセントカラーを用いる場合（各部位の10%以下）や、木や石等の自然素材そのものはこの限りではありません。
その他	・敷地境界部分は緑化に努めます。 ・地域性のある素材の活用に努めるほか、劣化等による汚れに強い素材の活用を図ります。

表3 工作物の建設等に関する景観形成基準

項目	景観形成基準
形態意匠	・一体となる建築物や他の工作物がある場合は、それらと違和感のないデザインとします。
色彩	・彩度6以下の色彩とし、周辺の色調と調和を図ります。 ・アクセントカラーを用いる場合（各部位の10%以下）や、木や石等の自然素材そのものはこの限りではありません。
その他	・機能上等の理由から形態意匠による配慮が困難な場合は、目立ちにくいような配置位置の工夫や、目隠し施設の設定、周辺を含めた緑化等による修景に努めます。 ・地域性のある素材の活用に努めるほか、劣化等による汚れに強い素材の活用を図ります。

表4 開発行為に関する景観形成基準

項目	景観形成基準
法面・擁壁	・周囲に圧迫感を与えるような長大な法面や擁壁を生じないようにします。 ・法面に緑化を施すことや擁壁には自然素材を用いる事等により周辺景観へ配慮します。
その他	・地形の改変を抑え、既存の良好な樹木や水辺等の自然環境の保全に努めます。 ・既存の自然環境が大きく改変される場合は、移植や代替措置を講じます。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)又は樹木について、景観行政団体の長(瑞浪市長)が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

1.景観重要建造物の指定の方針

景観法施行規則第6条における景観重要建造物の指定の基準に鑑み、道路や公共の場から容易に眺めることができる以下のいずれかに該当するものについて、あらかじめ当該建造物の所有者の意見を聴き、合意の上で、景観重要建造物の指定を行います。

■景観重要建造物の指定の方針

- 建造物の外観が地域の景観上の特徴を表現している。
- 歴史的・文化的な価値がある建造物である。
- デザイン的に優れた建築物であり地域に親しまれている。

2.景観重要樹木の指定の方針

景観法施行規則第11条における景観重要樹木の指定の基準に鑑み、道路や公共の場から容易に眺めることができる以下のいずれかに該当するものについて、あらかじめ当該樹木の所有者の意見を聴き、合意の上で、景観重要樹木の指定を行います。

■景観重要樹木の指定の方針

- 樹木の樹容が地域の景観上の特徴を表現している。
- 歴史的・文化的な価値がある樹木である。
- シンボル、ランドマークとしての存在感があり地域に親しまれている。

第6章 その他の事項

1. 屋外広告物に関する考え方

良好な景観形成を図るためには、屋外広告物の規制誘導が重要であり、現行の岐阜県屋外広告物条例にもとづき許認可を行うとともに、以下の配慮を行うものとします。

■屋外広告物に関する考え方

- 建築物等に設置する屋外広告物の設置数、大きさについては、当該建築物等の規模や地域景観（周辺建築物等）との調和を図り、過大とならないようする。
- 眺望を遮るような高さや位置には掲出しないようにする。
- 形状、色彩、素材については、建築物等や地域景観（周辺建築物等）との調和を図るようにする。

景観計画重点区域を指定した場合には、その区域において詳細な基準を設けることを検討していくとともに、今後の運用状況等を勘案しながら市独自の屋外広告物条例の制定を検討していきます。

2.公共施設の整備に関する考え方

地域の景観形成において重要となる道路や河川、公園等の公共施設については、周辺の土地との景観形成上の整合を図ることによって一体的に良好な景観形成を図ることができます。

そのため、瑞浪市をはじめとする地方公共団体や国が行う道路整備や河川整備等の公共事業は、その責務に鑑み、地域の景観特性に配慮した事業を行う必要があり、公共施設の整備にあたっては、景観重要公共施設の指定の有無とは関係なく、以下の方針により取り組むものとしします。

■公共施設の整備の方針

- 公共事業の実施に際しては、「岐阜県景観形成ガイドプラン」、「岐阜県公共事業景観形成指針」及び「同 手引き」等を参考にし、地域の景観特性に配慮するものとする。
- 特に地域の景観形成に必要となる公共施設がある場合においては、景観法にもとづき、当該施設の管理者と協議の上、景観重要公共施設を指定するものとし、整備の方針、占用許可基準について定めるものとする。

また、景観重要公共施設の指定を行う際には、その施設の果たす役割を踏まえ、各公共施設管理者との十分な協議のもと、以下に該当する場合において行うものとしします。

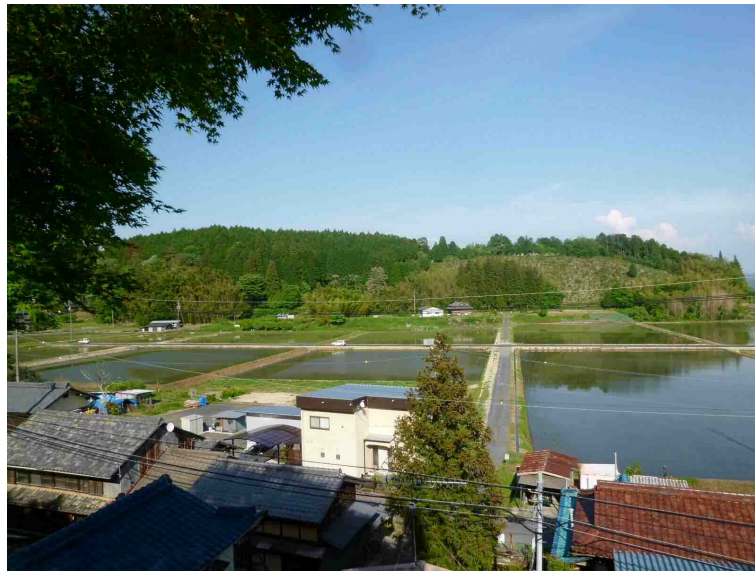
■景観重要公共施設の指定の方針

- 当該公共施設が既に地域における良好な景観の要素となっている。
- 当該公共施設の整備が地域の良好な景観の創出に寄与する。
- 当該公共施設への占用物に関する基準を設けることにより、地域の景観の維持・増進が期待できる。
- 当該公共施設を位置付けることが地域のまちづくりや観光振興などの面から必要である。

3.農地に関する考え方

農地やため池などの農業施設は、農産物の生産の場であるとともに、それ自身が人間の活動と自然とが一体となったひとつの景観を見せており、その土地ごとの「風土」に適応した良好な農地の景観を守っていくことは、地域の個性の確保や都市との交流の点からも重要です。また、適切に維持管理された農地や農業施設は、雨水の貯留や土壌の浸食防止など、防災機能面からも必要性が高いものです。

農地等に関しては、農業振興地域の整備に関する法律にもとづく「農業振興地域整備計画」によりその振興を図っていくことを第一義とし、特に景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合においては、景観法にもとづく『景観農業振興地域整備計画』の策定を検討します。



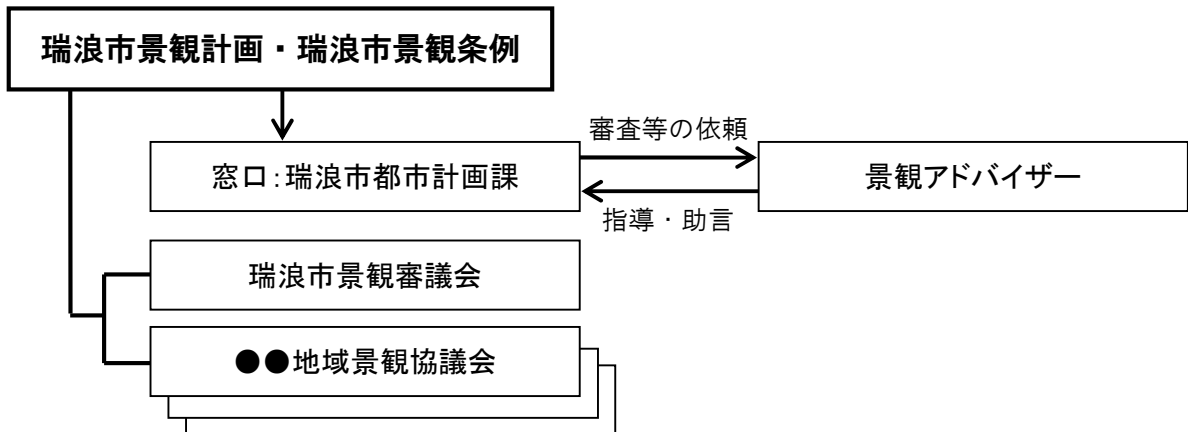
大湫地域に広がる農地の風景

4.その他景観形成に係る組織や協定等について

①組織体制について

瑞浪市においては、景観計画の進行状況の管理や計画の改訂等について検討を行う組織として、「瑞浪市景観審議会」を設置するとともに、景観計画重点区域における景観形成に関する検討を行う組織として、「地域景観協議会」を設置します。

また、届出に対する審査に関して景観アドバイザーを設けるものとし、景観計画の運用については、以下の体制で取り組みます。



景観アドバイザーは、市の良好な景観形成を図るため、専門的な知識や経験を有する方から選任し、届出行為に対する景観形成基準の適否の判断やその他景観形成に係る指導、助言を受けるものとします。

②景観形成に関する協定等

■景観協定

景観協定は、景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者及び借地権者全員の合意により、良好な景観の形成を図るための協定を結ぶものです。

特徴としては、関係者全員の合意によるものであることから、景観計画で定めた基準よりも厳しい内容とすることも可能であり、ソフト的な事項（例.花の設置や清掃等）についても定めることができます。

実際的なケースとしては、商店街やまちなみ保存活動などの一定の組織や区域があり、賑わい・活性化・観光振興等の創出を図る場合や計画的に開発された住宅団地が想定され、地域等からの申し出に応じて対応を図っていきます。

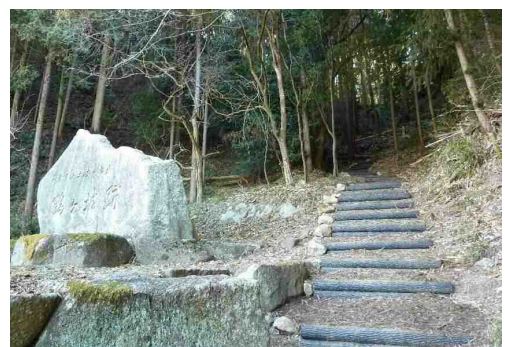
■景観整備機構

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の推進を図る観点から、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のうち、景観形成に関する業務を適正かつ確実にを行うことができるものについて、その申請を受け、景観行政団体の長（瑞浪市長）が指定します。

指定を受けた機関は、専門家の派遣、情報の提供、景観重要建造物や景観重要樹木の管理等を行います。

③表彰制度等

瑞浪市独自の取り組みとして、市内において良好な景観の形成に寄与したと認められる建築物等の所有者や設計者、または良好な景観形成に貢献している活動団体等に対して、市長が表彰を行います。また、市内における建築物や風景等の写真コンテストを開催し、広く市民や事業者に対して、景観形成に関する功績の広報、参画の機会、市民の意識の向上を図るものとします。



参考資料

景観計画の策定経緯

年 月	経 緯	備 考
平成 15 年 7 月	「美しい国づくり政策大綱」発表	国土交通省
平成 16 年 6 月	「景観法」成立	法律第 110 号
平成 17 年 3 月	「岐阜県景観形成ガイドプラン」作成	
〃	「岐阜県景観形成規制・誘導マニュアル」作成	
平成 17 年 4 月	「岐阜県景観基本条例」施行	条例第 46 号
平成 17 年 7 月	「景観法」全面施行	
平成 18 年 3 月	「岐阜県公共事業景観形成指針の手引き」作成	
平成 24 年 3 月	景観行政団体へ移行	
平成 24 年 10 月	景観講演会“住民による景観まちづくり”開催	
平成 25 年 1 月	景観計画策定に向けた市民アンケート調査	
平成 26 年 2 月	景観懇談会の実施（市内 8 箇所）	
平成 26 年 3 月	第 1 回景観計画策定委員会開催	
平成 26 年 5 月	第 2 回景観計画策定委員会開催 [現地視察]	
平成 26 年 7 月	第 3 回景観計画策定委員会開催	
平成 26 年 10 月	第 4 回景観計画策定委員会開催	
平成 27 年 1 月	第 5 回景観計画策定委員会開催	
〃	瑞浪市景観シンポジウムの開催	
平成 27 年 9 月	パブリックコメントの実施	
平成 27 年 10 月	瑞浪市都市計画審議会の開催	
平成 27 年 12 月	瑞浪市景観計画の策定・瑞浪市景観条例の制定	

瑞浪市景観計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	まつもと なおじ 松本 直司	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	学識経験者
2	みちお じゅんこ 道尾 淳子	アトリエサノ+コンテ 元愛知淑徳大学メディアプロデュース学部 助教	学識経験者
3	そうみや ひろお 宗宮 裕雄	岐阜県多治見土木事務所 所長	関係行政機関
4	やまもと あつし 山本 敦司	岐阜県東濃建築事務所 所長	関係行政機関
5	かじた まさのり 梶田 正紀	岐阜県建築士事務所協会 会員	関係団体
6	いとう みつあき 伊藤 光昭	瑞浪商工会議所 専務理事	関係団体
7	ながい こう 永井 恒	瑞浪市農業委員会 会長	関係団体
8	あべ としみ 安部 利美	瑞浪市文化財審議会 会長	関係団体
9	おぐり しょうじ 小栗 昭治	岐阜県造園緑化協会陶都支部瑞浪分区 分区長	関係団体
10	おおやま みちはる 大山 理晴	瑞浪市連合自治会 理事	瑞浪市連合 自治会推薦
11	あんどう のりみち 安藤 則通	市民	公 募
12	すずき なつこ 鈴木 奈津子	市民	公 募

瑞浪市景観計画

平成 27 年 12 月 22 日策定

平成 28 年 4 月 1 日施行

発行：瑞浪市建設部都市計画課

〒509-6195 瑞浪市上平町 1-1

TEL 0572-68-2111 (代)

FAX 0572-68-9861

E-mail : tokei@city.mizunami.lg.jp